

# 業務指示書

## ニカラグア国ヌエバギネア病院建設計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年2月18日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年2月23日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：医療施設建設・医療機材整備に係るOD/BD/DD/SV

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任／建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：医療施設建設に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ニカラグア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画】

- 1) 類似業務の経験：医療機材整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ニカラグア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 保健医療計画】

- 1) 類似業務の経験：保健医療計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ニカラグア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年2月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、  
地域 における % とします。

なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
「第3 業務実施上の条件 5. 現地再委託」における以下の自然条件調査に係る経費は、現地再委託又は本体契約の直営実施のい  
ずれによる場合に関わらず別見積りとする。(ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見  
積り計上は認めない。) (1) 地形測量 (2) 地質調査/地盤調査 (3) 水質調査

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいは  
これに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等  
における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認めら  
れる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って  
ください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変  
更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に  
努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、よ  
り安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利  
用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航について  
は、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(NIO1 = 4.504 円, US\$1 = 117.93 円, EUR1 = 133.23 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の  
実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を  
認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者また  
は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/建築計画  
機材計画  
保健医療計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.21 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月17日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
ニカラグア国ヌエバギネア病院建設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/建築計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 保健医療計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 要請の背景・経緯

ニカラグアの妊産婦死亡率 100（出生 10 万対）、5 歳未満児死亡率 24（出生千対）は、いずれも中南米・カリブ地域の平均（各 85、19）を超えている（UNICEF 2014）。その理由として保健省は、妊娠合併症などのリスクが健診で認知されずに自宅等で出産を迎える妊産婦が多いこと、20 歳未満の若年妊娠・出産の割合が高いこと、病院の産科救急ケアの機能が十分ではないことなどを挙げている。現政権の国家開発計画である「国家人間開発計画 2012-2016」は、特にカリブ海側における地域の住民の健康改善を優先課題として挙げており、医療施設の整備を含めた保健医療サービスの改善に取り組んでいる。

ニカラグアの中でも、ニカラグア南東部に位置する南大西洋自治区の 4 市（ヌエバギネア市、エル・ラマ市、ムエジェ・デ・ロス・ブイエス市、エル・コラル市）を所管する SILAIS セラヤセントラル（以下「SILAIS / Sistema Local de Atención Integral en Salud セラヤセントラル」という。）は、2014 年 1 月にチョンタレス保健管区から分離し、そして新たに設置された保健管区である。インフラが整備されていない中高地や、交通手段を水路に頼る地域もあるなど、住民の保健医療サービスへのアクセスが難しい地域を多く抱えている。同地域の妊産婦死亡率は 142（出生 10 万対）と全国平均よりも高く、また新生児死亡率 65 も全国平均 42（出生千対）よりも高いが（保健省統計 2012 年）、患者の緊急時に対応可能な第二次保健医療施設が存在しない。このため SILAIS セラヤセントラルにおいて妊産婦の帝王切開、さらには交通事故の外科的処置などの対応が必要な患者は、隣接する SILAIS チョンタレスの第二次保健医療施設へ通院・レファラル搬送が余儀なくされている。

このような背景のもとニカラグア政府は、SILAIS セラヤセントラルの保健医療サービス改善のため、既存有床保健センターであるヌエバギネア病院の第二次保健医療施設へのアップグレード・整備を目的として、我が国に無償資金協力を要請したものである。

### 2. プロジェクト概要

#### (1) 上位目標

対象地域であるニカラグア南東部に位置する南大西洋自治区の 4 市において、地域住民の健康状況が改善する。

#### (2) プロジェクト目標

SILAIS セラヤセントラルの保健医療サービスの質が改善する。

#### (3) プロジェクトの成果

SILAIS セラヤセントラルで既存有床保健センターが第二次保健医療施設へアップグレードされることで、その機能に必要な施設が新設され、資機材が整備される。

#### (4) プロジェクトの概要：

##### ① 我が国への要請内容（予定）：「ヌエバギネア病院建設計画（仮）」

イ) 二次病院機能を有する施設（病床数 150 床、一般外来、専門外来（内科、外科、

整形外科、産婦人科、小児科/新生児科)、救急診療、検査、分娩、集中治療室の各部門、事務室などの管理部門、薬局等のサービス部門を含む。)の新設施設(平屋建て)。

ロ) 新設する施設に必要な医療機材: 上記イ)の各部門に必要な医療機材(放射線機材、手術用機材、検体検査用機材、高圧蒸気滅菌器、保育器、心電計、ベッドなど)

(5) 対象地域(サイト):

南大西洋自治区・ヌエバギネア市

(6) 受益者

SILAIS セラヤセントラルの住民約 167 千人

(7) 関係官庁・機関

① 責任機関: ニカラグア保健省

② 実施機関: SILAIS セラヤセントラル

(8) その他

① 我が国の援助活動

イ) 無償資金協力

- ・ 医療機材整備計画 (1992 年度)
- ・ グラナダ病院建設計画 (1996 年度)
- ・ 児童保健強化計画 (1999 年度)
- ・ 第 2 次児童保健強化計画 (2000 年度)
- ・ 太平洋側地域医療センター整備計画 (2002 年度)
- ・ 第 3 次児童保健強化計画 (2003 年度)
- ・ 西部 2 県保健医療センター整備計画 (2004 年度)
- ・ 看護教育機材整備計画 (2004 年度)
- ・ ポアコ病院建設計画 (2006 年度)

ロ) 技術協力プロジェクト

- ・ グラナダ地域保健強化プロジェクト (2000-2004 年間)
- ・ 思春期リプロダクティブヘルス強化プロジェクト (2005-2009 年)
- ・ ニカラグア・感染症対策技術向上 (2006-2009 年度)
- ・ シャーガス病対策プロジェクト (2009-2014 年度)
- ・ SILAIS チョントレスおよび SILAIS セラヤセントラルにおける母と子どもの健康プロジェクト (2015 年 4 月開始予定)

② 他ドナー等の援助活動

米州開発銀行は、ニカラグアにおける経済社会包摂的開発を促進する目的で保健分野の基礎条件改善を行うこととし、SILAIS セラヤセントラルのヌエバギネア市等において女

性及び子どもの健康状態改善に係る支援を実施している。

### 3. 業務の目的

一般プロジェクト無償資金協力の活用を前提として、要請の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、ニカラグア政府から要請のあった「ヌエバギネア病院建設計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がニカラグア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

#### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

##### ① 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

##### ② 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

#### (3) 要請内容の確認と妥当性検証の方針

##### ① 保健セクターの現状と実態の確認

ニカラグアおよびSILAISセラヤセントラルの開発計画、保健セクター計画、同管区の関係医療施設と、同地域に居住する住民が通院・搬送されている近隣の第二次保健医

療施設の概況（入院患者数、外来患者数、手術件数、検査件数等）などを確認し、実態を整理したうえで、対象施設が提供するサービスに対して想定される患者動態を含む需要を予測する。

## ② 施設建設サイトの確認

本プロジェクトは、既存有床保健センターの第二次保健医療施設へのアップグレードを支援、つまり新たな施設建設を伴うものである。そのため施設建設サイトの土地（5,000平米）の現況（土地面積、形状、傾斜、杭打ちの必要性、特殊土壌の有無、住民移転の有無、既存施設の有無、土地所有権など）を確認し、必要に応じて先方負担事項（既存施設の撤去、整地の必要性など）を、本調査で整理・調整する。

## ③ 施設・施工計画

本調査においては、類似案件であるボアコ病院およびグラナダ病院の設計・施工レベルを事前に確認し、第二次保健医療施設としての適切な規模を計画する際の参考とする。また当該地域は、ニカラグアの中でも地方部に位置するため、基礎インフラ（電気・水）の状況を改めて確認し、必要に応じて整備に向けた調整（必要手続き、関係機関、所要期間など）を先方と行う。更には、建設許可など新規に施設を建設する際に必要な手続きも、併せて確認する。

なお同管区は、雨季（6-11月）に洪水が多発する地域であるため、施設及び施工計画の策定に際しては、雨季のアクセス道路などの冠水リスクの可能性を検討した上で計画を策定する。

## ④ 機材計画

機材計画調査については、要請機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、協力機材品目・数量の設定を行う。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度、クライテリアに関しても、先方の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて合意する。また、機材計画調査には、保健省が定める病院分類に基づく機材設置基準及び、入札に対応できる仕様書を作成する上で必要な情報収集（機材の直営・契約代理店情報、保守契約の締結の有無など）も含めることとする。また、機材の円滑な稼働に影響を及ぼす可能性のあるインフラの状況（電圧変動など）についても確認する。

## ⑤ 設備計画

本プロジェクトは、既存有床保健センターの第二次保健医療施設へのアップグレードに伴う、施設の拡充、及び機能の強化を行うため、ニカラグア側の維持管理能力も踏まえ、当該水準の施設に見合った機能（医療ガス、空調、発電機など）を検討し、適切な設備計画を策定する。

## ⑥ ニカラグア側実施体制の確認

病院運営状況の確認により、本計画病院に関する人員配置・予算確保の計画や、施設・機材の運営・維持管理体制などについて、保健管区（県）レベル、病院（市）レベルで確認する。また、病院のインフラ整備状況を確認し、日本がプロジェクトを実施する場合のニカラグア側の負担事項について説明する。

## ⑦ 他ドナーの支援計画

ニカラグアの保健省は、同国内の19保健管区への第二次保健医療施設の設置を目標として挙げているため、その計画と実施を含む現況と併せて、同目標に対する他ドナーの支援計画も確認し、日本側協力内容を検討する。

### (4) ソフトコンポーネントの計画立案及び技術協力との連携

ソフトコンポーネント計画の検討に際しては、本件計画により整備される施設をより効率的・効果的に活用するために必要な支援を検討する。また、技術協力プロジェクト「SILAIS チョントレスおよびSILAIS セラヤセントラルの母と子どもの健康プロジェクト（2015年4月開始予定）」の進捗状況及び今後の活動計画を確認し、それらとの整合性、連携による相乗効果の発現にも留意し、その結果を概略設計に反映する。

### (5) 積算における参照マニュアル

設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊を含む）に従うこととする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

### (6) 報告書作成における参照マニュアル

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2014年1月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）に従うこととする。

### (7) 保健医療セクター情報収集・確認調査の情報活用

当機構では、ニカラグアにおいて「保健医療セクター情報収集・確認調査」を2012年10月に実施している。文献調査などでの情報収集にあたっては、同調査で収集した情報も活用し、重複なく効率的な調査を実施する。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・

確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- ① ニカラグアの保健医療分野に関する政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要と本プロジェクトの位置づけを確認し、本プロジェクトの必要性・妥当性を確認する。
- ② ニカラグアの保健医療分野に関する現状と課題（一般概況、医療行政、医療サービス体制等）を調査し、本プロジェクトの関係性を確認する。
- ③ 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。
- ④ 同地域に居住する住民が通院・搬送されている近隣の第二次保健医療施設の概況（入院患者数、外来患者数、手術件数、検査件数等）などを確認し、実態を整理したうえで、対象施設が提供するサービスに対して想定される需要を予測する。
- ⑤ 過去の類似案件及び他ドナー・機関の進捗状況、今後の計画・予定を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である保健省、SILAIS セラヤセントラルの組織・権限・人員構成、既存施設・機材や近年の予算状況、また医療従事者の技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないかを確認する。

(5) サイト状況（自然条件等）調査

要請施設の建設予定地の状況、自然環境・気候等について調査する。本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、自然条件調査（地形測量、地質・地盤調査、水質調査）を行う。本件については、別紙の仕様書のとおり、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。なお、自然条件調査にかかる費用は現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする（ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。）。

(6) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

- ① 当該国の現地業者の受注・施工実績、施工能力・技術力、人員、財務力、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。
- ② 協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。
- ③ 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。

### (7) 設備計画調査

ICU、病理診断部及び手術室（小児科棟専用）等の要請を踏まえて、必要且つニカラグア側が維持管理可能な設備を計画する。また、給電・給配水等、施設が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策を明確にする。

### (8) 施工計画調査（関連法規等）

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、申請書類の内容、必要経費等を確認する。

### (9) 環境社会配慮

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）（以下「ガイドライン」）に沿って、次の事項について調査する。なお、調査はI E Eレベルとする。

#### ① 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

イ) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する法令や基準等（ガイドラインとの整合性を確認）

ロ) 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

#### ② プロジェクト・サイトの環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転の必要性等）の確認

#### ③ 上記状況確認等に基づくスコーピング案の作成

#### ④ 同じく上記状況確認等の範囲内での代替案の比較、緩和策の検討及びモニタリング計画の作成

### (10) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議踏まえ、協力対象プロジェクトの計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取るものとする。また、設計精度については、施設に関しては概略事業費の積算において算出される事業費と詳細設計の結果算出される事業費との差が±10%以内に納まるような精度を、機材については入札に対応できる精度を確保する。

#### ① 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

#### ② 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

##### イ) 施設計画

施設計画は、想定される需要、先方施設基準、既存施設の活用状況、診療機能・科目計画や、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。

ロ) 設備計画

設備計画については、先方整備基準等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

ハ) 機材調達計画

要請された機材の必要性、既存施設における機材活用状況、維持管理の容易さ、現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・ 調達方針
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達、据付区分（先方負担との区分）
- ・ 調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 運営指導等計画
- ・ 実施工程

③ 概略設計図

④ 施工監理計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

⑤ ソフトコンポーネント計画

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照のこと。

また、ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討する。その際には技術協力プロジェクト「SILAIS チョントレスおよび SILAIS セラヤセントラルにおける母と子どもの健康プロジェクト」の成果を確認し、連携による相乗効果発現に留意の上、その結果を概略設計に反映させる。

(11) 相手国側負担事業の概要

相手国側負担事項（敷地確保、敷地造成、電気・上水道設備の引き込み、各種建設許可の

取得等)並びに、無償資金協力として事業を実施する際のニカラグア政府の免税確保のための具体的手続きについては、改めて確認する。

#### (12) プロジェクトの運営・維持管理計画

ニカラグア保健省及び SILAIS セラヤセントラルが行うことになる施設の運営・維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

#### (13) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。

##### ① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

##### ② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2010年6月)」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

##### ③ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」(様式の指定なし)を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

イ) 実施時期

ロ) 事業費(総事業費及び内訳)

ハ) 概略の仕様

ニ) 入札方法(PQ基準、国際入札/国内入札等)

ホ) 契約条件(総価方式/BQ方式、支払い条件(履行保障の有無等)等)

ヘ) 施工監理方法(品質管理、工程管理、安全管理等)

#### (14) 予備的経費に掛かる調査

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析を行う。

予備的経費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

① 経済状況、市場変化にかかるリスク(インフレ率等)

② 工事量変動にかかるリスク

- ③ 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤ 治安状況にかかるリスク

（15）協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

（16）プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①外来患者数（人/年）、②手術件数（件/年）、③下位医療施設からリファーされた患者数（人/年）等を想定している。

（17）ジェンダー課題に関する調査

- ① 対象地域における男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ② 既存施設視察、女性保健人材や女性患者に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女性患者の受診促進のための改善案に関する情報を収集する。
- ③ 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

（18）その他の配慮事項等の調査

施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成すること。

また、現地の安全状況に十分留意し、実施段階で配慮すべき安全対策について調査する。

（19）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

（20）準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をニカラグア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

（21）準備調査報告書等の作成

ニカラグア政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品

を作成する。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ 機材仕様書
- ⑤ デジタル画像集

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |   |  |
|---|--|
| (1) 業務計画書   | : 和文 3 部   |
| (2) インセプション・レポート  | : 和文 3 部<br>: 西文 5 部                                 |
| (3) 現地調査結果概要  | : 和文 3 部   |
| (4) 準備調査報告書（案）  | : 和文 3 部<br>: 西文 5 部                                 |
| (5) 機材仕様書   | : 和文 3 部<br>: 西文 5 部                                 |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書  | : 和文 2 部<br>(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)              |
| (7) 概要資料  | : 和文 1 部及びCD-R 1 枚<br>(※完成予想図を含む。)                   |
| (8) 準備調査報告書   | : 和文（製本版） 8 部及びCD-R 1 枚<br>(※完成予想図を含む。)              |
|   | : 西文（製本版） 5 部及びCD-R 3 枚<br>: 和文（簡易製本版） 2 部及びCD-R 1 枚 |
| (9) デジタル画像集   | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程）                             |
| (10) 会議記録：基本設計方針会議、派遣前打合せ会議、現地協議等の記録（全ての記録については、会議実施後 4 日以内に提出する） |  |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (6) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010 年 6 月）」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式について

は、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2015年4月下旬より第一回現地調査を行い、同年9月中旬に第二回現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2015年11月中旬までに概要資料、準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目 \ 時期	2015年 04月	05月	06月	07月	08月	09月	10月	11月
（概略設計調査）								
事前準備	□							
現地調査(OD)		■						
国内解析			□					
概略設計ドラフト説明(DOD)						■		
国内整理							□	
概略設計概要資料提出							△	
最終報告書提出								▲

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任／建築計画（2号）
- ② 建築設計／自然条件調査
- ③ 設備設計
- ④ 施工計画／積算

- ⑤機材計画（3号）
- ⑥機材計画／積算
- ⑦保健医療計画（3号）
- ⑧通訳

(2) 調査人員

- 第1回現地調査：①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧
- 第2回現地調査（準備調査報告書（案）の説明）：①、⑤、⑧

(3) 調査人月：15.18M/M（通訳除く）

(4) 通訳の備上

本調査には通訳（西語）を必ず配置すること。備上を希望する場合は、必要経費（直接費のみ）を見積書に記載すること。

また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。なお現地通訳備上費は本見積とする。

3. 配布資料

- (1) 要請書
- (2) 技術協力プロジェクト「チョンタレス保健管区と SILAIS セラヤセントラルにおける母と子供の健康プロジェクト」事前評価表
- (3) 過去の関連プロジェクトの報告書 URL：
  - ① グラナダ病院建設計画基本設計調査報告書：  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000038964.html>
  - ② ボアコ病院建設計画基本設計調査報告書：  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000167058.html>

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一回現地調査

- ① 団員構成：総括（JICA）  
                  計画管理（JICA）  
                  技術参与（外部）
- ② 調査行程：約14日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（報告書案説明）

- ① 団員構成：総括（JICA）  
                  計画管理（JICA）
- ② 調査行程：約8日間
- ③ 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。その経費は別見積りとする。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査／地盤調査
- (3) 水質調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、自然条件調査仕様書は別紙の通り。

なお、自然条件調査については、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。(ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。)

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

以上

## ニカラグア国ヌエバギネア病院建設計画準備調査 自然条件調査仕様書

### 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

### 2. 調査項目

#### (1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

#### (2) 地質調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング（4か所×10m程度を想定）、標準貫入試験等

#### (3) 地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：サウンディング試験等

#### (4) 水質調査

目的：建設施設の給排水設備付設に必要な調査を行う。敷地内の給水点の利用可能か、水質がニカラグア及びWHOの基準を満たしているか調査する。

内容：①給水点の状況、②水質調査（水道水・地下水）

### 3. 対象サイト：

南大西洋自治区・ヌエバギネア市の新設施設建設予定地

以上

